

説明資料

沖縄県土木建築部では、更なる「働き方改革」の促進のため、受注者が工事の始期と終期を発注者が示した全体工期内で選択することで弾力的に対応することができる「余裕期間におけるフレックス方式」を新たに導入、余裕期間の設定できる期間も3ヶ月から6ヶ月に拡大します。

- ①タイプ : これまで余裕期間について方式、分類がなかったため
発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式の3方式に分類
- ②余裕期間 : 6ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定
※余裕期間内は、現場代理人・主任（監理）技術者の配置不要
※余裕期間内は、現場着手してはいけない
(余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。)
- ③対象 : 沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事を対象
(対象工事は、公告、特記仕様書等に明記)
- ④実施方法 : 余裕期間を設定する工事実施要領による

フレックス方式

- 余裕期間及び実工期の変更ができます。**
 - ・受注者の意向により余裕期間の変更が可能です。
 - ・受注者の意向により実工事期間の変更が可能です。
 - ・契約締結前に、実工事期間について発注者に工期通知書を提出し工期を設定。
- 注意事項**
 - ・**実工期の終期は、発注者が指定した工事完成期限を超えて設定できません。**

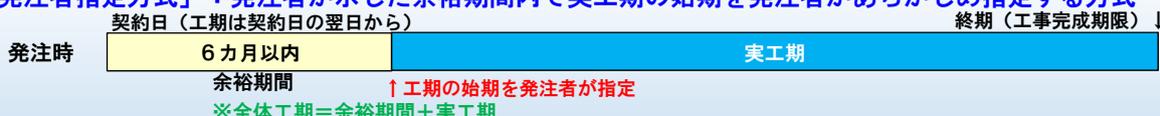
メリット

- ・全体工期内で受注者が実施工期を設定できることから、受注者の体制に合った工期設定が可能
- ・受注者の手持ち工事の状況を考慮した始期の指定を行えることから、施工時期の平準化が可能
- ・実勢工事期間を長くすることで、**週休2日等の休日確保が可能**
- ・材料手配の困難が想定される工事について、準備期間の確保が可能

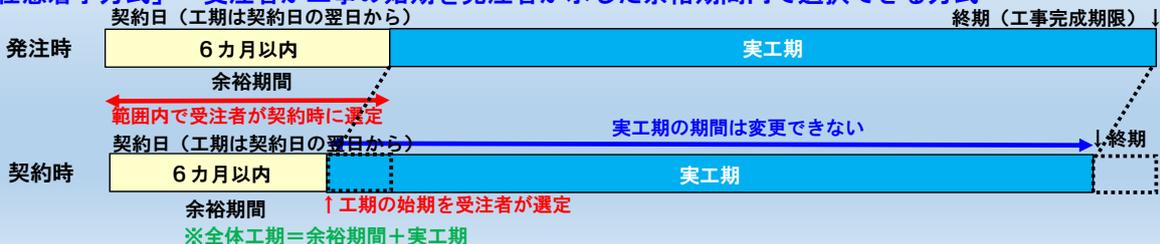
余裕期間を設定している工事について

■余裕期間

(1)「発注者指定方式」：発注者が示した余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



(2)「任意着手方式」：受注者が工事の始期を発注者が示した余裕期間内で選択できる方式

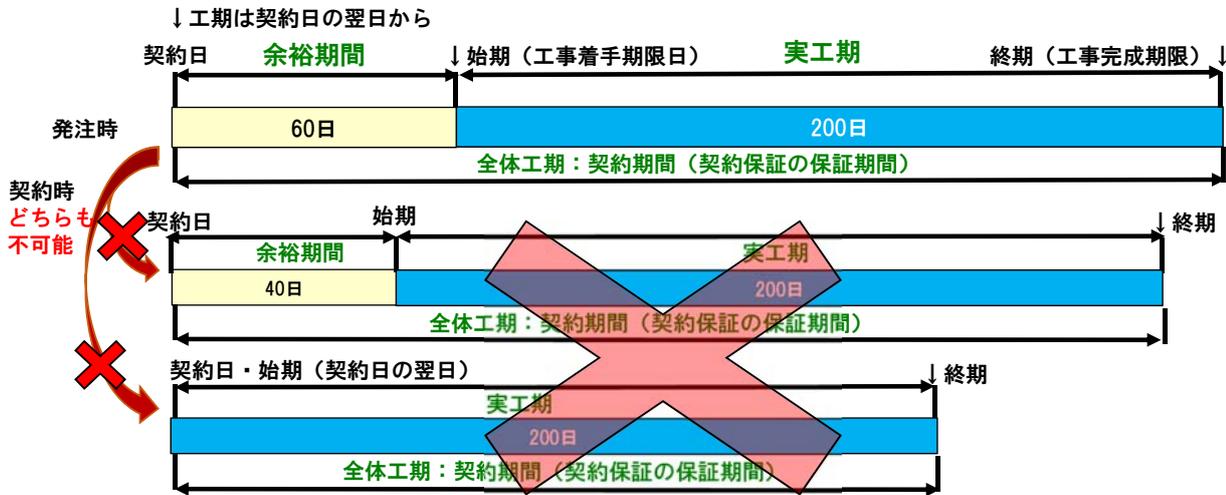


(3)「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を発注者が示した全体工期内で選択できる方式

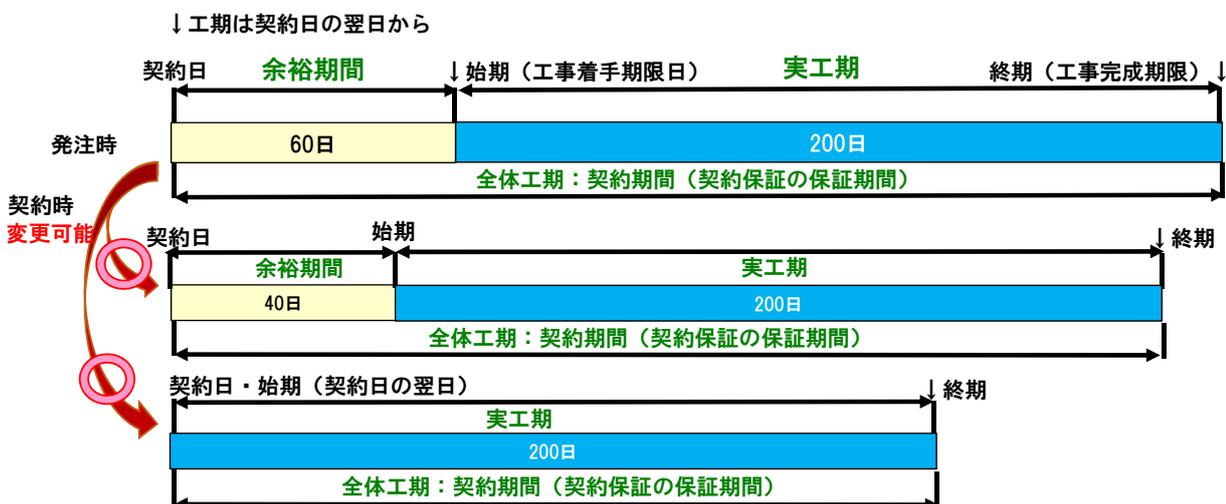


1. 余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定
2. 技術者の配置
 - ①余裕期間内は、現場代理人・主任（監理）技術者の配置不要、現場着手してはいけない
 - ②実工期：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

- 余裕期間の変更はできません。
余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事着手はできません。

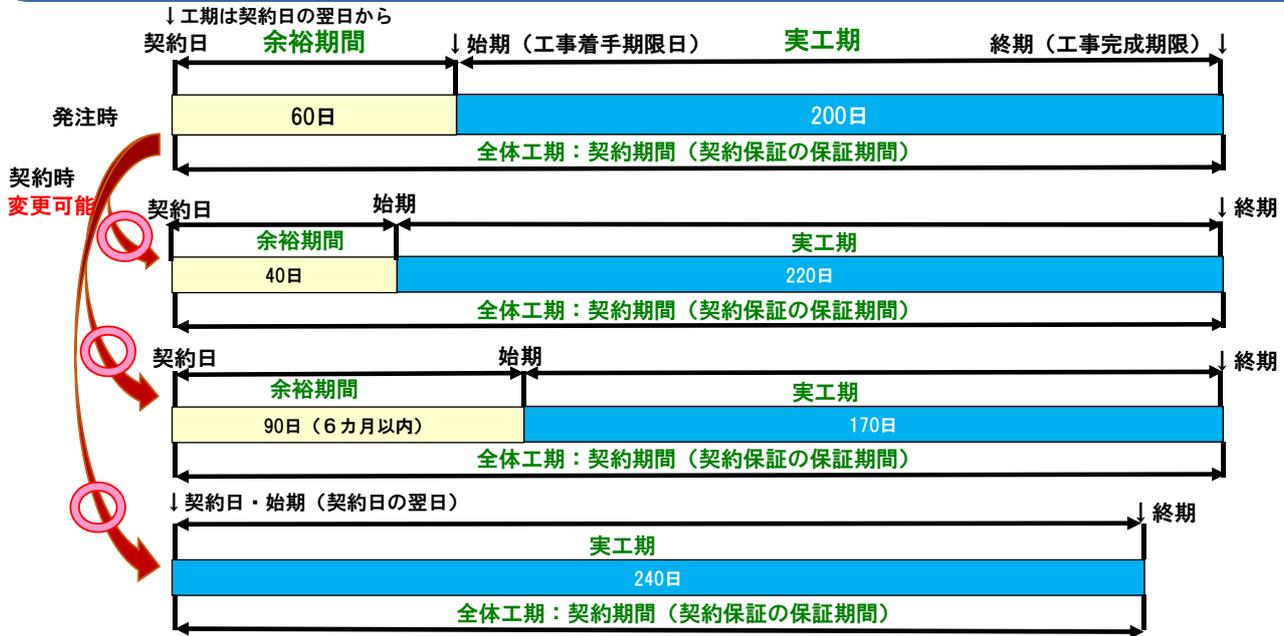


- 余裕期間の変更ができます。
 - ・ 受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
 - ・ 受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに、工期通知書を発注者へ提出し工期を設定。
- 注意事項
 - ・ 余裕期間が変更されても**実工期は変更されません。**
(実工期の始期を変更すると終期も変更になります。)



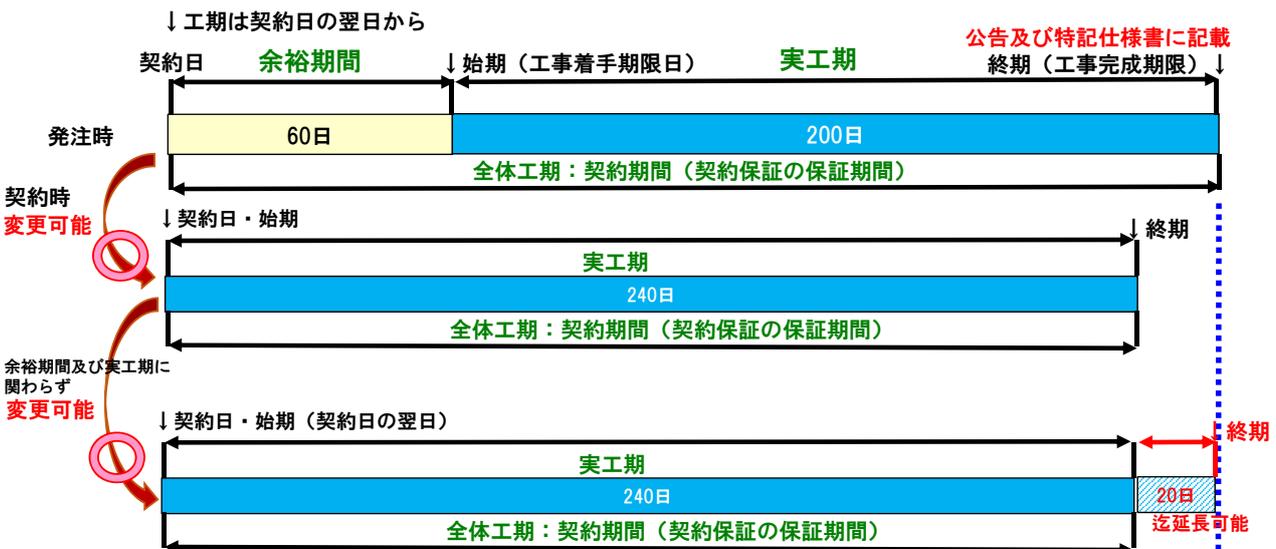
余裕期間(フレックス方式)を設定している工事について

- 余裕期間及び実工期の変更ができます。
 - ・ 受注者の意向により余裕期間、実工期の変更が可能です。
 - ・ 受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに、工期通知書を発注者へ提出し工期を設定。
- 注意事項
 - ・ 実工期の終期は、発注者が指定した工事完成期限を超えて設定できません。



当初契約締結後の工事の終期の変更について

フレックス方式

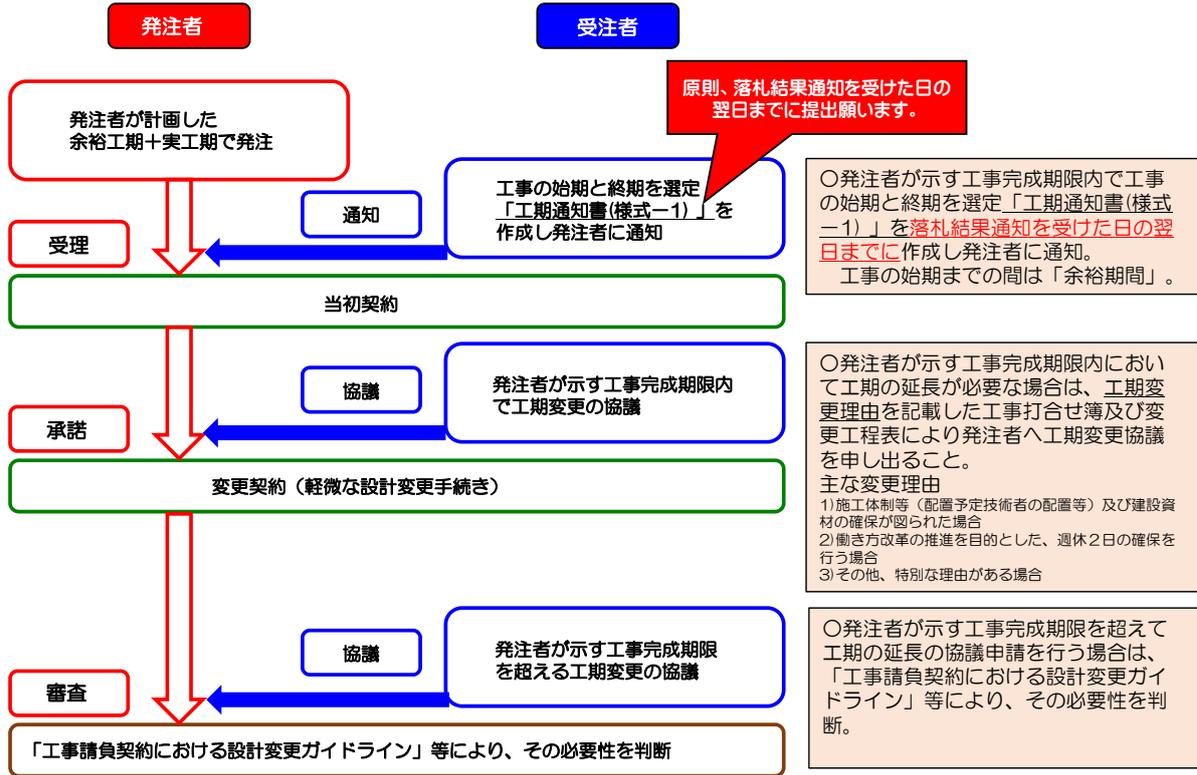


★フレックス方式において、契約後に受注者が希望する場合、余裕期間及び実工期（以下「工期等」という。）に関わらず、工期変更理由※1を明示した工事打合せ簿及び変更工程表を発注者へ提出することにより、発注者が示した工事完成期限内で工期等の工期変更協議を行うものとする。

※1：変更理由については、下記1)～3)が想定される。

- 1) 施工体制等（配置予定技術者の配置等）及び建設資材の確保が図られた場合
- 2) 働き方改革の推進を目的とした、週休2日の確保を行う場合
- 3) その他、特別な理由がある場合

フレックス方式



余裕期間の設定に適している工事

余裕期間の設定に適している工事

工種	理由	備考
河川、海岸、地すべり工事など自然現象により工事実施期間が制限される工事	早期発注が可能となり、受注者が余裕を持って材料等の手配ができ、施工に支障が無い時期の当初から着手が可能。 <u>また、余裕期間（フレックス方式）を活用して、週休2日の確保も可能。</u>	
照明、植栽工事	樹木の確保に時間を要するため、 <u>入手待ちによる時間ロスの削減。</u>	
新技術や実績が少ない工事を採用する工事	橋梁耐震補強工事など、新技術、新工法、実績の少ない工法を採用する工事で、 <u>受注者の施工方法や設計内容の照査等の時間を確保</u> できる。	
継続工事	第1工区施工中に余裕期間制度を利用して、第2工区を発注できれば、空白期間なく施工可能。	
材料手配に期間を要する工事	加工材料が多く、 <u>現場着手までに時間を要する工事。</u> 電子機器、鋼矢板等を大量に使用する等、材料手配に期間を要する工事。	
機械設備工事	機械設備工事は <u>技術者不足で、技術者の配置に余裕</u> もてる。	
道路改良工事	事前の調整が必要な関係機関が多く、工事着手前に資料収集等に時間を要する工事。 <u>また、余裕期間（フレックス方式）を活用して、週休2日の確保も可能。</u>	
橋梁整備工工事	工事着手前の準備工が多く、設計照査にも時間を要する。	

余裕期間の設定事例_(R2工事)

工事概要	設定した余裕期間	設定理由	備考
①道路改良・橋梁工事 ②港湾工事	①30日間～60日間程度 ②40日間～60日間程度	早期発注が可能となり、受注者が余裕を持って材料等の手配ができ、施工に支障が無い時期の当初から着手が可能。	※週休2日の確保できた。
③維持修繕工事 ④下水道工事	③20日間～30日間程度 ④20日間程度	事前の調整が必要な関係機関が多く、工事着手前に資料収集等に時間を要する工事。 <u>また、余裕期間（フレックス方式）を活用して、週休2日の確保も可能。</u>	※週休2日の確保できた。
⑤建築工事（離島）	⑤30日間～60日間程度	技術者不足で、技術者の配置に余裕もてる。	